伊勢原市商工業振興事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊勢原市商工会(以下「商工会」という。)が行う小規模企業に対する指導事業及び商工業の振興と安定を図るための事業に要する経費に対し、予算の範囲内において伊勢原市商工業振興事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、伊勢原市補助金等の交付規則(昭和55年伊勢原市規則第19号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

- 第2条 商工会が次の各号に掲げる事業に要する経費のうち、市長が必要かつ適当と認め るものについて交付する。
  - (1) 商工会が行う小規模事業者の経営又は技術の改善発達のための事業に要する経費
  - (2) 商工会が行う商工業の振興と安定を図るための事業に要する経費
  - (3) 商工会が行う商工業の後継者たるべき青年の経営者としての資質の向上を図るための事業に要する経費
  - (4) 商工会が行う商工業に携わる婦人としての経営知識と教養を図るための事業に要する経費
  - (5) 商工会が行う各業種の情報交換及び共同事業等により商工業の適切な改善発達を図るために要する経費

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、別表のとおりとする。

(交付の要望)

第4条 商工会は、補助金の交付を要望しようとするときは、伊勢原市商工業振興事業補助金交付要望書(第1号様式)を、補助金の交付を受けようとする年度の前年度の10 月末日までに市長に提出しなければならない。

(内定通知)

- 第5条 市長は、前条の規定による補助金の交付の要望があったときは、商工会の活動内容等を審査し、必要に応じて実態調査を行うものとする。
- 2 市長は、前項の規定による審査の結果、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の予算措置を行い、当該予算の議決後その旨を伊勢原市商工業振興事業補助金内定通知書(第2号様式)により通知するものとする。

(交付の申請)

- 第6条 商工会は、前条第2項の規定により内定通知を受けたときは、伊勢原市商工業振興事業補助金交付申請書(第3号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
  - (1) 事務事業計画書
  - (2) 収支予算書

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請があり、審査等の結果補助金を交付すべきものと決定したときは、伊勢原市商工業振興事業補助金交付決定通知書(第4号様式)により通知するものとする。

(変更交付の申請)

- 第8条 商工会は、補助金の交付申請額を変更しようとする場合は、伊勢原市商工業振興 事業補助金変更交付申請書(第3号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しな ければならない。
  - (1) 変更事務事業計画書
  - (2) 変更収支予算書

(変更交付の決定)

第9条 市長は、前条の申請があり、審査等の結果交付する補助金額を変更すべきものと 決定したときは、伊勢原市商工業振興事業補助金変更交付決定通知書(第5号様式)に より通知するものとする。

(変更の承認)

- 第10条 規則第6条の規定により補助金の交付決定を受けた事業(以下「交付決定事業」という。)の内容若しくは経費の配分の変更(次条に定める軽微な変更を除く。)又は中止若しくは廃止をしようとする場合は、伊勢原市商工業振興事業補助金交付決定事業変更(中止・廃止)承認申請書(第6号様式)に変更の理由又は中止若しくは廃止の理由等を記載し、関係資料を添付して市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、伊勢原市商工業振興事業補助金交付決定事業変更(中止・廃止)承認申請書 が提出され、審査等の結果変更又は中止若しくは廃止すべきものと決定したときは、伊 勢原市商工業振興事業補助金変更(中止・廃止)承認決定通知書(第7号様式)により 通知するものとする。

(軽微な変更)

第11条 規則第7条第1項第1号の軽微な変更は、交付決定の基礎となった活動費の 10%以下の額のものとする。

(申請の取下げのできる期間)

第12条 規則第9条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、交付決定の通知 を受けた日から10日を経過した日までとする。

(補助金の交付請求)

- 第13条 補助金の交付を受けようとするときは、伊勢原市商工業振興事業補助金交付請求書(第8号様式)に伊勢原市商工業振興事業補助金交付決定通知書又は伊勢原市商工業振興事業補助金変更交付決定通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。 (実績報告)
- 第14条 規則第14条の規定による実績報告は、伊勢原市商工業振興事業補助金実績報告書(第9号様式)により、当該補助事業等の完了の日から30日を経過した日又は総会終了後のいずれか早い日までに行わなければならない。

(補助金額の確定)

第15条 市長は、伊勢原市商工業振興事業補助金実績報告書が提出され、規則第15条 の規定に基づいて補助金の確定を行った結果、第7条の交付決定の額(第9条の変更交付決定を行った場合は、その額)と確定額が相違する場合は、伊勢原市商工業振興事業 補助金確定通知書(第10号様式)により通知するものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。 (経過措置)
- 2 この告示の施行の際現に提出されている伊勢原市補助金等の交付規則の一部を改正する規則(平成12年伊勢原市規則第32号)による改正前の規則(以下「旧規則」という。)に定める様式による交付申請書等は、この告示に規定する交付申請書等とみなす。
- 3 この告示の施行の際現に存する旧規則に定める様式による交付申請書等の用紙は、当分の間、必要な修正をした上で使用することができる。

附 則(令和3年7月15日告示第187号) この告示は、公表の日から施行する。

補助対象事業	補 助 額
(1) 商工会が行う小規模事業者の経	県の交付する小規模事業経営支援
営又は技術の改善発達のための事	事業費の2分の1以内で市長が定
業に要する経費	める額
(2) 商工会が行う商工業の振興と安	事業費の3分の1以内の定額補助
定を図るための事業に要する経費	最高限度額50万円
(3) 商工会が行う商工業の後継者た	事業費の3分の1以内の定額補助
るべき青年の経営者としての資質	最高限度額40万円
の向上を図るための事業に要する	
経 費	
(4) 商工会が行う商工業に携わる婦	事業費の3分の1以内の定額補助
人としての経営知識と教養を図る	最高限度額40万円
ための事業に要する経費	
(5) 商工会が行う各業種の情報交換	事業費の2分の1以内の定額補助
及び共同事業等により商工業の適	最高限度額30万円
切な改善発達を図るために要する	
経費	

第	1	묽	様	力	(	第	4	条	閗	係	)
211	_	′.	141			211		$\sim$		VIN .	/

年度伊勢原市商工業振興事業補助金交付要望書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は 所在地

要望者名称及び 代表者氏名

年度において、伊勢原市商工業振興事業補助金の交付を要望します。

補助対象事業名

交付要望額

千円

## 第2号様式(第5条関係)

年度伊勢原市商工業振興事業補助金內定通知書

年 月 日

様

伊勢原市長

囙

)

年 月 日付けで要望のありました伊勢原市商工業振興事業補助金の交付については、次のとおり交付する予定ですので、 年 月日までに伊勢原市商工業振興事業補助金交付申請書を提出されるよう通知します。

補助対象事業名

交付予定額

千円

第	3	묽	様	式	(	第	6	条	閨	係	
///	$\circ$	' '	141	- 4		/17	$\sim$	_/I>	1/~1	VI.	_/

年度伊勢原市商工業振興事業補助金交付(変更交付)申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は 所在地

申請者名称及び 代表者氏名

年度伊勢原市商工業振興事業補助金の交付(変更交付)を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

補助対象事業名

交付申請額

千円

(注) 事務事業計画書及び収支予算書を添付してください。

伊勢原市指令()第号

年度伊勢原市商工業振興事業補助金交付決定通知書

住所又は 所在地

申請者名称及び 代表者氏名

年 月 日付けで申請のありました伊勢原市商工業振興事業補助金については、伊勢原市補助金等の交付規則第6条の規定に基づいて、次のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長

印

)

### 補助対象事業名

1 補助金交付決定額

千円

2 交 付 条 件

伊勢原市指令()第号

年度伊勢原市商工業振興事業補助金変更交付決定通知書

住所又は 所在地

申請者名称及び 代表者氏名

年 月 日付けで提出されました変更交付申請書の内容を審査 しました結果、次のとおり変更交付決定しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長

印

)

## 補助対象事業名

1 変更交付決定額 千円 (変更前の交付決定額 千円)

2 交 付 条 件

# 第6号様式(第10条関係)

年度伊勢原市商工業振興事業補助金交付決定事業変更 (中止・廃止) 申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は 所在地

申請者名称及び 代表者氏名

次のとおり伊勢原市商工業振興事業補助金交付決定事業の変更(中止・廃止) について承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

## 補助対象事業名

 変更の内容 (変更前)

(変更後)

2 変更の理由

第7号様式(第10条関係)

伊勢原市指令()第号

年度伊勢原市商工業振興事業補助金変更 (中止・廃止) 承認決定通知書

> 住所又は 所在地

申請者名称及び 代表者氏名

年 月 日付けで提出されました変更(中止・廃止)申請書の 内容を審査しました結果、次のとおり承認しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長

印

)

補助対象事業名

変更(中止・廃止)の内容

## 第8号様式(第13条関係)

年度伊勢原市商工業振興事業補助金交付請求書

年	月	日

伊勢原市長 殿

住所又は 所在地

請求者名称及び 代表者氏名

ED

交付決定のありました伊勢原市商工業振興事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

	補助対象事業名	
1	交付決定通知額	千円
2	既交付額	千円
3	今回交付請求額	千円
4	未交付額	千円

- 5 添付書類
  - □伊勢原市商工業振興事業補助金交付決定通知書の写し
  - □伊勢原市商工業振興事業補助金変更交付決定通知書の写し (注)上記のいずれかにレ印をつけてください。

# 第9号様式(第14条関係)

年度伊勢原市商工業振興事業補助金実績報告書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は 所在地

補助事業者名称及び 代表者氏名

年度伊勢原市商工業振興事業補助金に係る実績を次のとおり報告します。

## 補助対象事業名

交付決定額

千円

実 績 額

千円

不 用 額

千円

(注) 事務事業成果報告書及び収支決算書(見込み)を添付してください。

伊勢原市指令()第号

年度伊勢原市商工業振興事業補助金確定通知書

住所又は 所在地

補助事業者名称及び 代表者氏名

年 月 日付けで提出されました実績報告書を審査しました結果、次のとおり確定しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長

囙

)

## 補助対象事業名

1 補助金交付(変更交付)決定額

千円

2 補助金確定額

千円